

指標の分析

平成29年中の心原性かつ市民による目撃のあった心肺機能停止傷病者の社会復帰率は10.7%で、平成28年中の数値より0.9%上昇した。

社会復帰率を上げるには、適切な応急手当が実施できるバイスタンダーの養成、市民による早期除細動体制の整備を図り、加えて、ドクターカーの効果的運用や消防隊と救急隊との連携強化等に今まで以上に取り組む必要がある。更には、指導的立場にある救急救命士を中心として、救急業務に関わる職員の教育体制を充実させるとともに、処置範囲拡大に対応した救急救命士を計画的に養成する等、救急活動全体のレベルアップを図る必要がある。

4. 施策の評価

これまでの主な取組と成果

- ①救急車両更新事業では、救急車両更新整備計画に基づき、平成29年度更新車両である柳瀬分署、広瀬分署、人間消防署に配備の高規格救急自動車3台及び高度救命処置用資機材3式を更新した。
- ②救急活動事業では、心肺機能停止傷病者を救命し社会復帰できるよう、救急資機材の整備、職員の教育訓練の充実、各救急医療機関等との連絡調整を図った。
- ③メディカルコントロール協議会運営事業では、同協議会が主催する研修会において、参加予定者に対する参加率100%を達成した。
- ④救急救命士教育事業では、計画に基づく処置範囲拡大認定救命士の養成率100%を達成した。
- ⑤救急救命士新規養成事業では、救急救命士養成計画に基づき、6名の職員を救急救命士養成所へ派遣し、派遣者全員が救急救命士の国家試験に合格した。
- ⑥救急隊指導事業では、院内研修予定者に対する修了率100%を達成した。
- ⑦応急手当普及啓発事業では、効果的かつ積極的な救命講習会の開催により、心肺機能停止傷病者への市民による応急手当実施率が47.02%となり、心肺機能停止傷病者の約半数が応急手当を受けた。また、小中学校の教職員を対象とした講習会を開催し77名を養成、一般市民対象の講習会参加者32名と合わせて109名の応急手当普及員を養成した。

今後の課題

- ①救急車両更新事業では、出動件数の増加に伴い高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材の消耗が激しい。
- ②救急活動事業では、救急出動件数の増加に伴い、現場到着所要時間等の延伸による救命率の低下が懸念される。
- ③メディカルコントロール協議会運営事業では、救急救命士の増加や処置範囲の拡大といった病院前救護を取り巻く状況の変化の中、メディカルコントロール体制のもと、研修体制の充実・強化が重要な課題である。
- ④救急救命士教育事業では、より一層の救命効果をあげるため、高度な救急救命処置が求められていることから、救急救命士が行うことができる処置範囲が拡大されることが想定される。
- ⑤救急救命士新規養成事業では、救急救命士資格者の高齢化や定年退職の増加から、現在の養成人数を維持する必要がある。
- ⑥救急隊指導事業では、救急救命士が行える処置範囲が拡大し、救急隊指導委員(医師)による教育・指示・指導及び助言等の重要性が増していく。
- ⑦応急手当普及啓発事業では、心肺蘇生に関するガイドラインが5年ごとに改正されるため、新しいガイドラインに沿った普及啓発活動を行う必要がある。また、講習会の開催回数を増やし修了者の増加を図るとともに、応急手当普及員養成に力を入れ指導者を育成する必要がある。

今後の展開

- ①救急車両更新事業では、高齢化率の上昇に伴い救急需要が増大する状況を踏まえ、計画的に高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材を整備していく。
- ②救急活動事業では、救命率の向上や後遺症の軽減を図るため、病院前救護体制の強化を図り、教育訓練及び救急資機材の充実を図る。
- ③メディカルコントロール協議会運営事業では、研修会の開催、プロトコルの策定・見直し及び事後検証体制を強化し、技能向上を図り救命率の向上につなげていく。
- ④救急救命士教育事業では、処置範囲拡大に対応した救急救命士を計画的に養成し、高度な救急救命処置を行うとともに、救急業務全体の質の向上を図る。
- ⑤救急救命士新規養成事業では、今後も、高度かつ専門的な応急処置を実施できる救急救命士の養成に取り組む。
- ⑥救急隊指導事業では、救急隊指導委員(医師)から、傷病者に対する救急救命処置を学ぶことにより、傷病者の救命率向上につなげていく。
- ⑦応急手当普及啓発事業では、応急手当普及員を養成し、修了者が指導者として活躍できる場を作り、応急手当の普及啓発体制の充実強化を図る。

5. 構成事務事業の評価

事務事業名	主要施策名	事業種別	平成29年度	事務事業 評価/ 総合評価	有効 度	優先 度
			決算額(千円)			
1 救急車両更新事業(消防局)	321 救急車両等の整備	行政管理(財産等管理/要綱等)	91,488	B 1	B	A
2 救急活動事業(消防局)	322 救急業務高度化の推進	行政管理(各種計画の策定、進行管理/法律等)	695	A	A	B
3 救急活動事業(所沢中央消防署)	322 救急業務高度化の推進	行政管理(各種計画の策定、進行管理/法律等)	8,064	B 1	B	B
4 救急活動事業(所沢東消防署)	322 救急業務高度化の推進	行政管理(各種計画の策定、進行管理/法律等)	6,172	B 1	B	B
5 救急活動事業(狭山消防署)	322 救急業務高度化の推進	行政管理(各種計画の策定、進行管理/法律等)	7,559	A	B	B
6 救急活動事業(入間消防署)	322 救急業務高度化の推進	行政管理(各種計画の策定、進行管理/法律等)	6,498	B 1	B	B
7 救急活動事業(飯能日高消防署)	322 救急業務高度化の推進	行政管理(各種計画の策定、進行管理/法律等)	7,241	B 1	B	B
8 メディカルコントロール協議会運営事業(消防局)	322 救急業務高度化の推進	行政管理(国・県等からの受託業務/法律等)	1,545	A	A	B
9 救急救命士教育事業(消防局)	322 救急業務高度化の推進	行政管理(各種計画の策定、進行管理/法律等)	2,488	B 1	B	B
10 救急救命士新規養成事業(消防局)	322 救急業務高度化の推進	行政管理(普及・啓発・対策/法律等)	12,113	B 1	B	B
11 救急隊指導事業(消防局)	322 救急業務高度化の推進	行政管理(各種計画の策定、進行管理/法律等)	9,907	B 1	B	B
12 応急手当普及啓発事業(消防局)	323 応急手当の普及促進	行政管理(各種計画の策定、進行管理/要綱等)	117	B 3	B	B
13 応急手当普及啓発事業(所沢中央消防署)	323 応急手当の普及促進	行政管理(普及・啓発・対策/要綱等)	1,420	A	B	B
14 応急手当普及啓発事業(所沢東消防署)	323 応急手当の普及促進	行政管理(普及・啓発・対策/要綱等)	1,192	A	B	B
15 応急手当普及啓発事業(狭山消防署)	323 応急手当の普及促進	行政管理(普及・啓発・対策/要綱等)	609	A	B	B
16 応急手当普及啓発事業(入間消防署)	323 応急手当の普及促進	行政管理(普及・啓発・対策/要綱等)	931	A	B	B
17 応急手当普及啓発事業(飯能日高消防署)	323 応急手当の普及促進	行政管理(普及・啓発・対策/要綱等)	737	A	B	B
18			0			
19			0			
20			0			
小 計			158,776			
合 計			158,776			

構成事務事業の 適当性	救急車両等の整備、救急業務高度化の推進、応急手当等の普及促進及び救急救命士新規養成等の各事務事業の取り組みは、救急活動体制の充実強化に向けて着実にその成果が表れており、構成事務事業としての適応性は高いものと評価する。
----------------	--